⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が1,070点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経常事項評価点数が1,070点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸①　平成７年度以降に、下記アからウの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。
イ　岩掘削（硬岩（中硬岩を含む））の施工実績を有すること。
ウ　ダム、ため池工事において、堤体盛土量が30,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。
ただし、アからウは同一工事でなくてもよい。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成７年度以降に、下記アからウの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。
イ　岩掘削（硬岩（中硬岩を含む））の施工実績を有すること。
ウ　盛土量が30,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。
ただし、アからウは同一工事でなくてもよい。
⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。
なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現在他の工事に従事している場合、入札執行日からおおむね７日以内に当該工事に配置できる技術者であること。ただし、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。また、配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
イ　平成７年度以降に、上記⑸①に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、上記⑸②に掲げる工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。
⑾　技術提案で提出された施工計画又は標準案による施工計画の技術的所見が適正であること。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式
ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。
イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価し、０～40点の範囲で「加算点」を与える。なお、詳細については入札説明書による。
評価項目
㋐　調整工の品質確保を目的とした施工計画。
㋑　特別な安全対策。
㋒　周辺への環境対策。